

浜松市省エネチャレンジ認定制度実施要綱

(目的)

第1条 浜松市エネルギービジョンに掲げる省エネ目標を実現するため、事業者による率先的なエネルギー使用量の低減を顕彰することで、市内事業者の自主的な省エネ対策を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、市内において事業所を有する事業者とする。

(対象範囲)

第3条 認定の対象となる範囲は、自己が所有し、かつ常時事業活動を行っている施設とする。

(認定要件)

第4条 市内に立地する事業所において、設備機器の更新や運用の改善、従業員への教育等を通じて、基準年度と比較して申請日の前年度の電力消費量を9.0%以上削減することを認定の要件とする。

- 2 前項における基準年度とは、2011年度から申請日の2年度前までの年度のうち、事業者が定める年度をいう。
- 3 施設改修等により、施設規模が増減した場合は、面積按分等により電力消費量を調整することができるものとする。
- 4 認定の更新の場合は、当初認定時の要件に基づき認定を更新することができる。

(申請)

第5条 新たに省エネチャレンジ認定事業者の認定を受けようとする事業者は、市長が別途定める期間に、次に掲げる書類等を提出しなければならない。

- (1) 浜松市省エネチャレンジ制度申請書（第1号様式）
- (2) 取組内容報告書（第2号様式）
- (3) 定款
- (4) 直近2期分の決算書
- (5) 前条の認定要件を満たしていることが証明できる資料の写し
- (6) その他市長が必要と認めた資料

(認定)

第6条 市長は、前条の規定により書類が提出されたときは、内容を審査し、第4条に定める要件を満たしていると認めた場合、浜松市省エネチャレンジ達成事業所として

認定する。

(認定証等の交付)

第7条 市長は、前条の規定に基づき認定した者に対し、認定証を交付するとともに、認定ロゴの使用を許可するものとする。

(状況報告)

第8条 第6条の認定を受けた者は、市長の求めに応じて、毎年のエネルギー使用状況を次に掲げる書類により報告しなければならない。

- (1) 浜松市省エネチャレンジ認定制度報告書(第3号様式)
- (2) 取組内容報告書(第2号様式)
- (3) その他市長が必要と認めた資料

2 市長は、前項の報告内容を確認し、認定時の実績から著しく乖離していると判断した場合は、第6条の認定を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 「浜松市新エネ・省エネ対策トップランナー認定制度実施要綱」は、本要綱の施行をもって廃止する。
- 3 この要綱の施行以前に、浜松市新エネ・省エネトップランナー認定制度においてトップランナー事業者として認定を受けた者については、認定を受けた年度におけるトップランナー事業者である旨を表示できるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱施行の際現にこの要綱による改正前の規定により申請してある申請書等は、この要綱による改正後の相当規定により申請等をしたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。